

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成16年5月11日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第100号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成6年北海道規則第20号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「第4項」を「第6項」に改める。

第13条第1項中「第15条の2の4第1項」を「第15条の2の5第1項」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

（産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出）

第15条の2 省令第12条の7の7第2項の届出書の様式は、別記第25号様式の2とする。

2 省令第12条の7の7第5項の規定による届出は、別記第25号様式の3の産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る変更（廃止）届出書によってしなければならない。

3 前2項に規定する届出書を受理した場合に当該届出者に交付する省令第12条の7の7第4項の受理書の様式は、別記第25号様式の4とする。

第16条中「第19条の7第3項」を「第19条の10第3項」に改める。

第17条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該届出（事業場の廃止に係るものに限る。）をする者は、その登録証明書を知事に返納しなければならない。

第17条第5項中「政令第20条の規定により登録を取り消された者」を「法第20条の2第1項の登録を受けた者（以下「登録廃棄物再生事業者」という。）は、政令第20条の規定により登録を取り消されたとき」に改める。

第18条第1項中「法第20条の2第1項の登録を受けた者（以下「登録廃棄物再生事業者」という。）」を「登録廃棄物再生事業者」に改める。

第20条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 法第15条の2の4の規定による届出を行った産業廃棄物処理施設設置者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該施設における一般廃棄物の処理に関し、一般廃棄物の種類ごとに別記第36号様式の一般廃棄物処理実績報告書を知事に提出しなければならない。

第21条第2項中「、第2条第5項、第3条第2項」を削り、「並びに法第8条第2項並びに第9条の3第1項並びに政令第14条第1項」を「、法第9条の3第1項、政令第15条第1項、第18条第1項及び第19条第1項」に改め、「第4条の4第1項、」、「、5条の3第1項、第5条の4の2第1項、第5条の5第1項、第5条の5の2第1項」及び「、第5条の

目次

規 則	ページ
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則（循環型社会推進課）	5
告 示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）.....（情報基盤課）	9
○北海道希少野生動物の保護に関する条例に基づく指定希少野生動物の指定（自然環境課）	10
○土地改良区の定款の変更の認可.....（土地改良指導課）	11
○土地改良事業の施行の同意.....（土地改良指導課）	11
○知事権限に係る保安林の指定の予定（2件）.....（治山課）	11
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課）	12
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）	12
札幌医科大学告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	12
道立衛生研究所告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	13
道教育庁実習船管理局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	13
道立図書館告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	14
道選挙管理委員会告示	
○政治団体の収支報告書の要旨の公表.....	15
道人事委員会規則	
○公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則.....	16
道監査委員公表	
○監査公表第5号.....	16
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	16

規 則

11第1項、第5条の12第1項並びに第6条第1項」を削る。

別記第1号様式（第3面）中「第7条第3項第4号へ」を「第7条第5項第4号チ」に、「第7条第3項第4号ト」を「第7条第5項第4号リ」に改め、同様式（第4面）中「第4条の6」を「第4条の7」に改め、「、副本1部」を削る。

別記第7号様式（第2面）中「第7条第3項第4号へ」を「第7条第5項第4号チ」に、「第7条第3項第4号ト」を「第7条第5項第4号リ」に改め、同様式（第3面）中「第4条の6」を「第4条の7」に改め、「、副本1部」を削る。

別記第13号様式（第2面）中「第7条第3項第4号へ」を「第7条第5項第4号チ」に、「第7条第3項第4号ト」を「第7条第5項第4号リ」に改め、同様式（第3面）中「第4条の6」を「第4条の7」に改め、「、副本1部」を削る。

別記第14号様式（第2面）中「第7条第3項第4号ト」を「第7条第5項第4号リ」に改め、同様式（第3面）中「第4条の6」を「第4条の7」に、「第7条第3項第4号ト」を「第7条第5項第4号リ」に改め、同様式（第4面）中「第4条の6」を「第4条の7」に改め、「、副本1部」を削る。

別記第15号様式（裏）中「第7条第3項第4号へ」を「第7条第5項第4号チ」に、「第4条の6」を「第4条の7」に改める。

別記第16号様式（裏）の添付書類9の事項及び別記第18号様式（裏）の添付書類10の事項中「第7条第3項第4号イからチ」を「第14条第5項第2号イからへ」に改める。

別記第25号様式の次に次の3様式を加える。

別記第25号様式の2（第15条の2関係）

産業廃棄物処理施設において処理する
一般廃棄物に係る届出書

年 月 日

北海道知事 様

届出者
住所
氏名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

次の産業廃棄物処理施設において一般廃棄物を処理したいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の4の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	

産業廃棄物処理施設において処理する 産業廃棄物の種類	
産業廃棄物処理施設に係る 許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
産業廃棄物処理施設の処理能力	
法第15条の2第4項の規定により産業 廃棄物処理施設に係る法第15条 第1項の許可に付された条件	
産業廃棄物処理施設において処理する 一般廃棄物の種類ごとの処理量の見込み	
他人の一般廃棄物の処理の有無	有 ・ 無
事 務 処 理 欄	

備考

- 欄は記入しないこと。
- 産業廃棄物処理施設の処理能力の欄については、当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所（既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）の面積及び残余の埋立容量を記載すること。
- 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量の見込みの欄については、当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合は埋立終了までの当該施設における埋立予定量を、それ以外の場合は1日当たりの処理量を記載すること。
- 次の書類を添付すること。
 - 上記の産業廃棄物処理施設に係る省令第12条の5の許可証の写し
 - 他人の一般廃棄物の処理を行う場合にあっては次に掲げるいずれかの書類
 - 上記一般廃棄物の処理に係る法第7条第6項の規定による許可を受けたことを証する書類
 - 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみ処分を業として行う者であることを証する書類
 - 省令第2条の3第1号、第2号、第4号又は第6号に該当する者であることを示す書類
 - 政令第5条の9の認定証の写し

(日本工業規格A4)

別記第25号様式の3（第15条の2関係）

産業廃棄物処理施設において処理する
一般廃棄物に係る変更（廃止）届出書

年 月 日

北海道知事 様

届出者
住所
氏名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

一般廃棄物処理施設として設置した産業廃棄物処理施設について変更（廃止）したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の7第5項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

産業廃棄物処理施設の設置の場所			
産業廃棄物処理施設の設置に係る許可の年月日及び許可番号		年 月 日 第 号	
		変 更 前	変 更 後
変更の 内 容	産業廃棄物処理施設の種類		
	産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類		
	(一般廃棄物の種類ごとの) 処理量の見込み		
一般廃棄物の処理の事業の廃止年月日		年 月 日	
一般廃棄物の処理の事業の廃止の理由			
事 務 処 理 欄			
備考			
1 欄は記入しないこと。			
2 上記施設に係る法第15条の2の4の規定による届出書の受理書を添付すること。			

(日本工業規格A4)

別記第25号様式の4 (第15条の2関係)

産業廃棄物処理施設において処理する
一般廃棄物に係る届出受理書

(記号) 第 号
年 月 日

住所
氏名 様

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

北海道知事 印

年 月 日に廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の4の規定により、次の届出書を受理しました。

産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	
産業廃棄物処理施設の設置に係る許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
法第15条の2第4項の規定により産業廃棄物処理施設に係る法第15条第1項の許可に付された条件	

(日本工業規格A4)

別記第26号様式中「第19条の7第3項」を「第19条の10第3項」に改める。

別記第27号様式(表)中
「構造及び設備の概要」を「構造及び設備の概要(面積、処理能力等)」に改め、同様式(裏)添付書類

1の事項を次のように改める。

- 1 事業場の位置を示す位置図及び事業の用に供する施設の位置を示す平面図
別記第27号様式(裏)添付書類10の事項中「書類」の次に「(ただし、9及び10に規定する書類のいずれかを添付する場合は、提出を省略することができる。)」を加え、同事項を同添付書類14の事項とし、同添付書類9の事項中「書類」の次に「(ただし、9及び10に規定する書類のいずれかを添付する場合は、提出を省略することができる。)」を加え、同事項を同添付書類13の事項とし、同添付書類7の事項及び8の事項を削り、同添付書類6の事項中「第14条第3項第2号イ」を「第14条第5項第2号イ」に改め、同事項を同添付書類12の事項とし、同添付書類5の事項の次に次の6事項を加える。

- 6 申請者の業務経歴を記載した書類
- 7 古物営業法(昭和24年法律第108号)第3条第1項の規定による許可を受けている場

- 合には、当該許可証の写し
- 8 金属くず回収業に関する条例（昭和32年北海道条例第4号）第3条第1項の規定による許可を受けている場合には、当該許可証の写し
 - 9 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項又は第6項に規定する一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可を受けている場合には、当該許可証の写し
 - 10 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項若しくは第6項に規定する産業廃棄物収集運搬業若しくは産業廃棄物処分業の許可又は同法第14条の4第1項若しくは第6項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業若しくは特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けている場合には、当該許可証の写し
 - 11 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の3第2号又は第10条の3第2号に基づく再生利用の指定を受けている場合には、当該指定証の写し
- 別記第29号様式中「第17条」を「第18条」に、

事務所又は事業場の所在地		
廃棄物の再生に係る事業の内容		
事業の用に供する施設の種類、数量並びに構造及び設備の概要		

を

事業場の名称		
事務所の所在地	電話番号（ ）	電話番号（ ）
事業場の所在地	電話番号（ ）	電話番号（ ）
廃棄物の再生に係る事業の内容		
事業の用に供する施設・整備	種 類	
	数 量	
	構造及び設備の概要 (面積、処理能力等)	

に

改める。

別記第31号様式中「事務所所在地」を「事業場の名称」に、「事業場所在地」を「事業場の所在地」に改める。

別記第35号様式の次に次の1様式を加える。

別記第36号様式（第20条関係）

一般廃棄物処分実績報告書（ 年度）

年 月 日

北海道知事 様

報告者

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号（ ） -

年度の一般廃棄物の処分の実績について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第20条第4項の規定により、次のとおり報告します。

産業廃棄物処理施設の設置場所		産業廃棄物処理施設の種類	
----------------	--	--------------	--

施設設置許可の年月日			施設設置許可番号							
一般廃棄物の種類	委託者(排出事業者、一般廃棄物処分業者又は市町村)		処 分 後 の 廃 棄 物 等	処 分			取扱方法	売却先又は委託先	売却量又は委託量	
	一般廃棄物処分業許可番号	氏名又は名称		受託量	処分方法	処分量				処分後量
	住 所 (排出場所又は積込場所)				処 分 場 所					

備考 1 この様式は、前年4月1日から3月31日までに処理した一般廃棄物の量を6月30日までに提出すること。単位はt又はm³とすること。
 2 委託者とは、報告者に処分を委託した者をいい、排出事業者から委託を受ける場合、一般廃棄物処分業者が処理した物の委託を受ける場合又は市町村から委託を受ける場合があること。
 なお、処分業者からの委託である場合は、その空欄に(処)と記載すること。
 3 処分後の廃棄物等の取扱方法については、有償売却、中間処理委託又は最終処分委託と記載し、それぞれ売却先又は委託先及び売却量又は委託量を記載すること。
 4 上記産業廃棄物処理施設における産業廃棄物の処分実績については、事業者によっては別記第33号様式、産業廃棄物処分業者によっては別記第35号様式により、別途報告すること。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

- ア 落札に係る特定役務の名称
平成16年度大型コンピュータで処理するためのデータ入力業務(その1)1文字当たりの単価(英数・カタカナ文字及び漢字・ひらがな文字)
- イ 数 量 調達予定数量 英数・カタカナ文字 53,996,000文字
調達予定数量 漢字・ひらがな文字 502,000文字
- (2) 落札を決定した日
平成16年3月25日
- (3) 落札者氏名及び住所
ア 氏 名 株式会社ミヤビシステム
イ 住 所 札幌市北区北27条西8丁目2番2号
- (4) 落札金額
単 価 0.325円(英数・カタカナ1文字当たり)
単 価 1.300円(漢字・ひらがな1文字当たり)

告 示

北海道告示第496号
 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
 平成16年5月11日
 北海道知事 高 橋 はるみ
 1(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量

- (5) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (6) 一般競争入札の公告
平成16年2月10日付け北海道告示第139号
- 2(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量
ア 落札に係る特定役務の名称
平成16年度大型コンピュータで処理するためのデータ入力業務（その2）1文字当
たりの単価（英数・カタカナ文字及び漢字・ひらがな文字）
イ 数 量 調達予定数量 英数・カタカナ文字 22,074,000文字
調達予定数量 漢字・ひらがな文字 2,107,000文字
- (2) 落札を決定した日
平成16年3月25日
- (3) 落札者氏名及び住所
ア 氏 名 株式会社ビッグコンピューターサービス
イ 住 所 札幌市中央区南2条西1丁目1番地宮本ビル
- (4) 落札金額
単 価 0.350円（英数・カタカナ1文字当たり）
単 価 1.400円（漢字・ひらがな1文字当たり）
- (5) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (6) 一般競争入札の公告
平成16年2月10日付け北海道告示第139号
- 3 契約に関する事務を担当する組織及び所在地
(1) 名 称 北海道企画振興部IT推進室情報基盤課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第497号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成16年5月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成16年度電子計算機で処理する業務一式
- (2) 随意契約の相手方を決定した日
平成16年4月1日

- (3) 随意契約の相手方の氏名及び住所
ア 氏 名 北海道ビジネスオートメーション株式会社
イ 住 所 札幌市中央区北3条西7丁目
- (4) 随意契約に係る契約金額
422,184,000円
- (5) 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- (6) 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。
- 2(1) 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成16年度情報処理システム変更等業務一式
- (2) 随意契約の相手方を決定した日
平成16年4月1日
- (3) 随意契約の相手方の氏名及び住所
ア 氏 名 北海道ビジネスオートメーション株式会社
イ 住 所 札幌市中央区北3条西7丁目
- (4) 随意契約に係る契約金額
1人工当たり単価 581,000円
- (5) 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- (6) 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。
- 3 契約に関する事務を担当する組織及び所在地
(1) 名 称 北海道企画振興部IT推進室情報基盤課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第498号

北海道希少野生動植物の保護に関する条例（平成13年北海道条例第4号）第8条第5項の規定により、次のとおり指定希少野生動植物を指定し、平成16年6月1日から施行する。

平成16年5月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

指定希少野生動植物の指定

1 指定する種名

分類	種名 (和名)	科名
植物	ヒダカミツバツツジ	ツツジ科
植物	サカイツツジ	ツツジ科
植物	ヤチカンバ	カバノキ科
動物	ヒメチャマダラセセリ	セセリチョウ科
動物	ウスバキチョウ	アゲハチョウ科
動物	アサヒヒョウモン	タテハチョウ科
動物	ダイセツタカネヒカゲ	ジャノメチョウ科
動物	カラフトルリシジミ	シジミチョウ科

2 指定の理由

当該種は、生息地または生育地が局限される種であり、また、人為的影響により個体数が危険な水準まで減少しており、特に保護を図る必要があると認め、指定する。

3 指定する区域

北海道全域

北海道告示第499号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成16年5月11日

北海道知事 高橋 はるみ

認可年月日	土地改良区名
平成16. 4.26	石狩花畔土地改良区
同	石狩高富土地改良区
同	東和土地改良区
同 16. 4.27	新篠津土地改良区
同	共和土地改良区
同	余市土地改良区
同	愛別土地改良区
同	清水町土地改良区

北海道告示第500号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成16年4月28日、豊富町の行う土地改良（南豊富地区基盤整備促進〔基盤整備〕（農道））事業の施行に同意した。

平成16年5月11日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第501号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成16年5月11日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 勇払郡厚真町字宇隆56
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道胆振支庁経済部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第502号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成16年5月11日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 苫前郡羽幌町大字焼尻字緑岡33の1・34の1・34の2・67（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 風害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道留萌支庁経済部林務課及び羽幌町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第503号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成16年5月11日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 解除予定保安林の所在場所 函館市紅葉山町68の1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 解除の理由 道路用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所 幌泉郡えりも町字目黒7の1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を関係支庁経済部林務課並びに函館市役所及びえりも町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第504号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成16年5月11日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 松前郡松前町字赤神248の1・248の14・248の15（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、

256の4、256の6

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 松前郡福島町字日向283・336（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、284、288、289、317、318

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

札幌医科大学告示

札幌医科大学告示第45号

次のとおり一般競争入札及び随意契約により契約業者を決定した。

平成16年5月11日

札幌医科大学長 今井 浩三

1(1) 特定役務の名称及び数量

札幌医科大学医学部附属病院（外来診療棟を除く。）等清掃業務 一式

(2) 落札を決定した日

平成16年3月10日

(3) 落札者の氏名及び住所

ア 氏名 北海道クリーン・システム株式会社

イ 住所 札幌市中央区北2条西2丁目

(4) 落札金額

119,385,000円

(5) 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

<p>(6) 一般競争入札の公告 平成16年1月30日付け札幌医科大学告示第4号</p> <p>(7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名称 札幌医科大学事務局総務課 イ 所在地 札幌市中央区南1条西17丁目</p> <p>2(1) 特定役務の名称及び数量 札幌医科大学医学部附属病院外来診療棟清掃業務 一式</p> <p>(2) 随意契約により契約を決定した日 平成16年3月10日</p> <p>(3) 契約者の氏名及び住所 ア 氏名 アートビルシステム株式会社 イ 住所 札幌市西区八軒7条東3丁目7</p> <p>(4) 契約金額 35,700,000円</p> <p>(5) 契約の相手方を決定した手続 随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定による。）</p> <p>(6) 一般競争入札の公告 平成16年1月30日付け札幌医科大学告示第4号</p> <p>(7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名称 札幌医科大学事務局総務課 イ 所在地 札幌市中央区南1条西17丁目</p> <p>3(1) 特定役務の名称及び数量 札幌医科大学医療廃棄物処理業務 一式 ア 感染性廃棄物 調達予定数量 1,114,000ℓ イ 非感染性廃棄物 調達予定数量 638,000ℓ</p> <p>(2) 落札を決定した日 平成16年3月22日</p> <p>(3) 落札者の氏名及び住所 ア 氏名 株式会社メディカル・セフティ・システム イ 住所 空知群上砂川町上砂川45番地1</p> <p>(4) 落札金額 ア 感染性廃棄物 1ℓ当りの単価 37.5円 イ 非感染性廃棄物 1ℓ当りの単価 25円</p>	<p>(5) 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>(6) 一般競争入札の公告 平成16年2月6日付け札幌医科大学告示第8号</p> <p>(7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名称 札幌医科大学事務局総務課 イ 所在地 札幌市中央区南1条西17丁目</p>
--	---

<p>(5) 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>(6) 一般競争入札の公告 平成16年2月6日付け札幌医科大学告示第8号</p> <p>(7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名称 札幌医科大学事務局総務課 イ 所在地 札幌市中央区南1条西17丁目</p>

道立衛生研究所告示

<p>北海道立衛生研究所告示第3号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成16年5月11日</p> <p style="text-align: right;">北海道立衛生研究所長 本 間 寛</p> <p>1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) 名称 重油（JIS1種1号）1ℓ当たりの単価 (2) 数量 調達予定数量 1,204,000ℓ</p> <p>2 落札を決定した日 平成16年3月29日</p> <p>3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏名 株式会社北海道宇佐美 (2) 住所 札幌市東区東雁来7条1丁目4-23</p> <p>4 落札金額 32.90円</p> <p>5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>6 一般競争入札の公告 平成16年2月13日付け北海道立衛生研究所告示第1号</p> <p>7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名称 北海道立衛生研究所企画総務部総務課 (2) 所在地 札幌市北区北19条西12丁目</p>

道教育庁実習船管理局告示

<p>北海道教育庁実習船管理局告示第2号</p>

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年5月11日

北海道教育庁実習船管理局長 古 林 清 弘

1 入札に付す事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 実習船若竹丸第二種中間検査工事 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成16年7月27日から8月20日まで
- (4) 履行場所 造船所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号又は平成16年北海道告示第5号に規定する船舶の建造又は修理の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 総トン数700トン型船舶（鋼船）の修理の能力を持っていること。
- (4) 造船所内に乾ドックを有すること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)から(4)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成16年5月11日から25日まで

イ 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041 - 8552 北海道函館市美原4丁目6番16号
北海道教育庁実習船管理局

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁実習船管理局

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 北海道函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁実習船管理局
研究室兼船員室（送付による場合は、郵便番号 041 - 8552
北海道函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁実習船管理局）

- (2) 入札日時 平成16年6月23日 午前10時30分（送付による場合は、必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 北海道函館市美原4丁目6番16号
北海道教育庁実習船管理局
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(1)のA及び3の(1)による。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

(1) 入札説明の日時及び場所

ア 日 時 平成16年6月2日 午後2時

イ 場 所 北海道函館市海岸町 函館港海岸町船溜岸壁 実習船若竹丸

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁実習船管理局

イ 所 在 地 郵便番号 041 - 8552 北海道函館市美原4丁目6番16号
電話番号 0138 - 47 - 9000 内線 3324

11 Summary

A . Nature and quantity of the services to be procured, Training Ship
WAKATAKE-MARU Repair Service 1 Set

B . Bid tendering date and time : 10 : 30 A. M., June 23, 2004

C . Contact point for notice : Management Division, Management Bureau for Training
Ships, Hokkaido Office of Education, 16-go, 6-ban, 4-chome, Mihara, Hakodate,
Hokkaido 041-8552 Japan
Phone : 0138-47-9000 Extension 3324

道 立 図 書 館 告 示

北海道立図書館告示第1号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成16年5月11日

北海道立図書館長 高 倉 賢 二

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
電子計算機器の借上468点
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成16年4月1日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 北海道ビジネスオートメーション株式会社
(2) 住 所 札幌市中央区北3条西7丁目1番地
- 4 随意契約に係る契約金額（1月当たりの単価）
7,757,085円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道立図書館
- (2) 所在地 江別市文京台東町41番地

道選挙管理委員会告示

北海道選挙管理委員会告示第44号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条第1項の規定に基づき、同法第12条第1項の規定による政治団体の収入及び支出に関する報告書の要旨を次のとおり公表する。

平成16年5月11日

北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三

収入及び支出のある団体

1 総 括 表

政治団体の名称 (資金管理団体届出者氏名・ 公職の種類)	報 告 年月日	収入・支出の総額					翌年 繰越額	収入の内訳										
		収入 総額	前年 繰越額	本年 収入額	支出 総額	党員・会費		寄 附					事業収入	借入金				
						金額		員数	個人分 (特定寄附)	法人 その他の 団体分	政治 団体分	小計 (あっせん)			政党匿名 合計			
平成14年分																		
事 務 局 (政 党)																		
自由民主党札幌中央区連合支部	H15. 4.25	3,465,044	1,760,045	1,704,999	1,911,087	1,553,957	876,900	960										

本部・支 部からの 交付金	その他の 収入	支出の内訳															資産等 の状況		
		経 常 経 費					政 治 活 動 費					その他							
		人件費	光熱水費	備 品 消耗品費	事務所費	計	組 織 活動費	選 挙 関係費	機 関 紙 誌 発行事業費	紙 誌 の発行	其 他 の事業費	小 計	調 査 研究費	寄 附 交付金	其 他 の経費	計 (本部支部へ の交付金)			
818,000	10,099	360,000		15,483	167,970	543,453	1,367,634											1,367,634	無

2 本部又は支部から供与された交付金に係る収入の内訳

交付金を供与された政治団体の名称	交付金を供与した政治団体の名称	金 額
平成14年分		
事 務 局		
(政 党)		
自由民主党札幌中央区連合支部	自由民主党札幌市支部連合会	818,000

道 人 事 委 員 会 規 則

公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年5月11日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

北海道人事委員会規則16 - 7

公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則（北海道人事委員会規則16 - 1）の一部を次のように改正する。

別表第1中「社団法人千島歯舞諸島居住者連盟」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

道 監 査 委 員 公 表

監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総務課に備え置いて、一般の縦覧に供する。）

平成16年5月11日

北海道監査委員 石 井 孝 一
 北海道監査委員 伊 藤 政 信
 北海道監査委員 徳 永 光 孝
 北海道監査委員 宮 間 利 一

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第65号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成16年5月11日

北海道警察本部長 芦 刈 勝 治

1 交通違反原票入力オーシーアール装置の落札者の決定

(1) 落札に係る物品等の名称及び数量

交通違反原票入力オーシーアール装置 5式（1月当たりの単価）

(2) 落札を決定した日

平成16年2月25日

(3) 落札者の氏名及び住所

ア 氏 名 北海道ビジネスオートメーション株式会社

イ 住 所 札幌市中央区北3条西7丁目1番地

(4) 落札金額

1月当たり800,000円

(5) 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

(6) 一般競争入札の公告

平成16年2月10日付け北海道警察本部告示第20号

(7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課

イ 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

2 自動車ガソリン等の落札者の決定

(1) 落札に係る物品等の名称（1ℓ当たりの単価）及び数量（調達予定数量）

自動車ガソリン JIS1号 27,000ℓ

自動車ガソリン JIS2号 1,208,000ℓ

軽油 JIS1号 151,000ℓ

ガソリンエンジン用オイル SJ級又はSL級マルチグレードタイプ 6,300ℓ

ディーゼルエンジン用オイル CF級マルチグレードタイプ 1,500ℓ

(2) 落札を決定した日

平成16年3月23日

(3) 落札者の氏名及び住所

ア 氏 名 栗山産業株式会社

イ 住所 帯広市大通南13丁目4番地

(4) 落札金額

自動車ガソリン JIS1号 1ℓ当たり 113円

自動車ガソリン JIS2号 1ℓ当たり 101円

軽油 JIS1号 1ℓ当たり 83円

ガソリンエンジン用オイル SJ級又はSL級マルチグレードタイプ
1ℓ当たり1,300円

ディーゼルエンジン用オイル CF級マルチグレードタイプ 1ℓ当たり 900円

(5) 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

(6) 一般競争入札の公告

平成16年2月10日付け北海道警察本部告示第21号

(7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道警察本部総務部会計課

イ 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

3 航空タービン燃料油の落札者の決定

(1) 落札に係る物品等の名称（1ℓ当たりの単価）及び数量（調達予定数量）

航空タービン燃料油 JIS3号 480,000ℓ

(2) 落札を決定した日

平成16年3月23日

(3) 落札者の氏名及び住所

ア 氏名 郷石油株式会社

イ 住所 札幌市豊平区豊平1条2丁目2番1号

(4) 落札金額

1ℓ当たり75円

(5) 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

(6) 一般競争入札の公告

平成16年2月10日付け北海道警察本部告示第22号

(7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道警察本部総務部会計課

イ 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

正 誤

平成16年3月16日（第1552号）

北海道告示第266号（道営土地改良事業変更計画の決定）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行

107 右 8

誤 経営体育成基盤整備【担い手育成型】（区画整理、暗きよ、農地保全、農業用排水）

正 経営体育成基盤整備（区画整理、暗きよ、農地保全、農業用排水）

平成16年4月23日（第1563号）

北海道告示第450号（土地改良区の役員の就任及び退任の届出）中に次のとおり誤りがあつので訂正する。

ページ 欄 行

51 左 16及び27

誤 今 雅 司

正 今 雄 司

51 左 20

誤 高 木 功

正 高 木 功

